

6. 2019年度 事業計画について

(1) 2019年度予算の概要

(単位:円)

名称	2019年度予算額 (2018年度予算額)	概要
地域就労支援 コーディネーター業務	15,980,000 (15,834,000)	就労困難者等を対象に支援員が一人ひとりの状況に応じた就労支援メニューを提供し、阻害要因を克服することで就労の実現を目指す。
職業能力開発	1,464,000 (1,341,000)	就労困難者等のスキルアップを図り、就労への支援を行うことを目的として、各種講座やセミナー等を開催する。
雇用・就労創出	328,000 (286,000)	就職面接会、企業啓発セミナー(シンポジウム)等を実施し、就労困難者等の就労機会の拡大を図る。
地域就労支援基本計画推進 にかかる経費	411,000 (409,000)	地域就労支援基本計画の円滑な推進を図るため、関係機関・団体により構成された地域就労支援基本計画推進委員会を運営し、効果的な事業展開を検討する。
合 計	18,183,000 (17,870,000)	

(2) 2019年度事業計画及び年間スケジュールについて

【 地域就労支援基本計画推進にかかる会議開催 】

会議名	目 的	開催予定時期
地域就労支援基本計画 推進委員会	八尾市地域就労支援基本計画の総合的・計画的な推進体制を整備することを目的とする。	7月・2月 (年2回)
相談員連絡会議	地域就労支援センターの相談業務を円滑に実施するため、知識・情報の共有化を図り、コーディネーター相互の協力体制を構築することを目的とする。	4月・奇数月 第3木曜日
ケース検討会議	地域就労支援事業における就労困難者等の個別ケースについて、関係機関が連携を図り、就労阻害要因の解消に向けた支援策を検討することを目的とする。	随時

【 地域就労支援コーディネーター業務 】

センター名	相談時間	コーディネーター数
中央地域就労支援センター (ワークサポートセンター内)	月曜～金曜 午前10時～午後6時	非常勤嘱託員 2名

センター名	相談時間	コーディネーター数
桂地域就労支援センター (桂人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
安中地域就労支援センター (安中人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
龍華地域就労支援センター (龍華コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
山本地域就労支援センター (山本コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名

【 職業能力開発 】

講座名	内容	対象者	開催予定時期
個人対応パソコン講座	ワード・エクセルの基本を体系的に学び、事務職として働くための実践力を身につけることを目的とした講座	各地域就労支援センターより誘導された就労困難者	7月～3月
介護職員初任者研修	介護施設等での就労に必要な資格を取得するための講座	求職者全般	10月～1月
就職支援セミナー (無料職業紹介事業)	履歴書の書き方や面接の受け方、また就職するために必要なビジネスマナー等を学ぶ講座	若年者を中心とした求職者全般	会社説明会と連動し年2回程度

【 雇用・就労創出 】

取組み名	内容	対象者	開催予定時期
障がい者雇用を考える集い	障がい者雇用支援月間の取り組みとして、障がい者雇用を促進させるためのシンポジウム等を開催する。また、合わせて障がい者向け就職面接会を開催する。	事業所人事担当者、一般就労を希望する障がい者 その他関心のある方	9月19日
就職フェアかしわら・やお (無料職業紹介事業)	八尾市・柏原市内事業所を中心とした会社説明会・就職面接会を実施し、就労の機会を提供する。	就労困難者等を含む求職者全般	11月7日
会社説明会・就職面接会 及び個別職業紹介 (無料職業紹介事業)	八尾市無料職業紹介所及び八尾商工会議所主催の就職面接会等を開催するとともに、就労困難者等に対し個別に職業紹介を実施する。	就労困難者等を含む求職者全般	・八尾市会社説明会・面接会 (年6回程度) ・個別職業紹介は随時

(3) 2019年度事業計画(重点)について

第9期実施計画に基づき、次の通り重点施策を展開していきます。

施策番号 36

名 称	就業支援と雇用創出
施策の展開方針	<p>地域における魅力ある多様な就業機会の創出の重要性に鑑み、引き続き、就業支援や市内事業所の人材確保支援のための取り組みを積極的に進めます。</p> <p>とりわけ、就労困難者等の一人ひとりの悩みに応じたきめ細やかな支援を実施します。</p> <p>また、事業所の人材確保が大きな課題となっていることから、事業所により女性やシニア層、さらには外国人の人材活用といったダイバーシティの取り組みと働き方改革を支援します。</p>

【事業計画】

(1) 地域就労支援事業の拡充及び実施について

昨年度の相談事業の再編により、地域就労支援センターは、中央(ワークサポートセンター)、桂、安中の3か所に加えて、龍華及び山本の2か所を設置し、5センター体制へと事業拡充しました。設置に当たっては、過去の相談実績や行政区人口とともに、地勢的な配置の観点も含めて検討を行い、また、市政だより等を活用した広報に加え自治振興委員会や民生委員児童委員協議会での事業説明を行うなど、事業を効果的に運営するため努めてきました。

今年度は、相談拠点の増設がより効果的な事業実施につながっているかどうかの検証を行いながら、引き続き、就労困難者等に対するきめ細やかな支援、専門性の高い就労相談を実施します。また、就職イベントやひとり親家庭向け相談会への相談ブース参加を通じて、相談を必要とする方の掘り起こしを行います。

地域就労支援事業をはじめとする就労支援事業のそれぞれの事業特性を活かして連携するのはもちろん、福祉生活相談支援事業や生活困窮者支援を行っている福祉部門、関係機関等との連携も強化しながら、効果的に事業を実施していきます。

(2) 障がい者就職面接会の開催

八尾市では障がい者雇用支援月間である9月に、柏原市と広域連携により、「障がい者雇用を考える集い」を開催してきたところです。これまでは、事業所の人事担当者を中心とする障がい者雇用についての啓発のほか、障がい当事者やその家族のほか広く市民に障がい者雇用について考えていただける機会となるよう、シンポジウムや講演会の形式で開催してきましたが、今年度は、関係機関の協力を得ながら、シンポジウムと合わせ障がい者を対象とする就職面接会の開催を行います。事業所の障がい者雇用の促進に加え、障がいのある方へ就職機会の提供ができるよう、取り組みを進めていきます。

(3) 差別解消に向けた法律の施行についての啓発

平成28年に入って、さまざまな差別を解消するための3法律が施行されました。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月19日成立、同26日公布。平成28年4月1日施行。以下、「障害者差別解消法」)。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年5月24日可決、成立。6月3日施行。以下、「ヘイトスピーチ対策法」)。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日に公布・施行以下、「部落差別解消法」)です。

より公平で平等な社会となるように施行された法律を事業者にも周知、啓発することは、公正な採用選考ほか、就労困難者等への就労の実現につながるものと認識しています。八尾市企業人権協議会事務局として、事業者に対する法律の周知、啓発を行います。